

第3次佐久穂町総合計画策定支援業務委託

簡易公募型プロポーザル実施要領

1.業務名

第3次佐久穂町総合計画策定支援業務委託

2.目的

第3次佐久穂町総合計画の策定について、庁内検討に加え民間事業者の知見とノウハウの活用により、今後のまちづくりの方向性を見出していくため簡易公募型プロポーザルにより具体的な企画提案を受け、優れた知見・ノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

なお、策定に当たっては、本町職員によるプロジェクトチームを中心に検討を進めることとしており、受託事業者には、計画策定に係るプロジェクトチームの検討支援及び進行管理等の伴走支援を求めるものである。

3.業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4.委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5.契約方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6.提案上限金額

6,000,000円とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

7.プロポーザル スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1)令和8年6月3日(水) | 公告、参加表明書の受付の開始 |
| (2)令和8年6月10日(水) | 実施要領等に対する質疑の提出期限 |
| (3)令和8年6月17日(水) | 質疑回答 |
| (4)令和8年6月19日(金) | 参加表明書及び企画提案書等の提出期限 |
| (5)令和8年6月22日(月) | 審査 |
| (6)令和8年7月1日(水) | 審査結果通知、公表 |

(7)令和8年7月中予定 委託内容調整及び見積合わせ、契約締結

8.参加資格要件

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者。

(2)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(3)法人税、所得税及び消費税（地方消費税も含む。）を滞納していないこと。また、本町の課税を滞納していないこと。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(5)令和8年6月19日（金）までに、物品の製造の請負・購入等に係る競争入札参加資格審査申請書類を提出していること。

9.実施要領に対する質疑の受付及び回答

(1)受付期間 令和8年6月9日（火）17時まで

(2)提出場所 総合政策課 政策推進係

(3)提出方法 電子メール（宛先 seisaku@town.sakuho.nagano.jp）

(4)提出書類 質問書（様式第1号）

(5)回答方法 参加表明書等を提出した全ての事業者宛に令和8年6月17日（水）までに電子メールで回答し、町ホームページにも掲載する。

(6)その他 質問書の回答は、実施要領または仕様書の細部説明若しくは補足とする。

10.参加表明書の提出

「8.参加資格要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受付けないものとする。

(1) 提出書類

書類名	紙媒体
(1)参加表明書（様式2）	各正本1部
(2)会社概要書（様式3）	
(3)業務実績書（様式4）	
(4)構成員調書（様式5）	正本1部（共同企業体の場合のみ）
(5)委任状（様式6）	構成事業者ごとに正本1部

	(共同企業体の場合のみ)
--	--------------

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時 (必着)

(3) 提出方法

持参または郵送で担当部署へ提出すること。

11.参加資格確認

参加表明書を提出した者及び共同企業体の場合の全構成事業者について、総務課（入札担当課）において参加資格を満たすか否かを確認する。

12.参加資格確認結果の通知

電子メールにて、上記 11 の結果を通知するとともに提案書等の提出依頼を行うものとする。

13.提案書の提出

次に定めるところにより、提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	紙媒体
(1)企画提案提出書（様式 7）	正本 1 部
(2)企画提案書（任意様式）	正本 1 部 副本 8 部
(3)業務体制書（様式 8）	
(4)見積書（様式 9）	

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時 (必着)

(3) 提出方法

持参または郵送で担当部署へ提出すること。

(4) 留意事項

提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

14.審査

前項により提出された書類について、客観的評価（実績、業務実施体制等）により選定を行う。

15.審査結果の通知及び公表

電子メールにて、審査の結果を通知する。また、優先交渉権者として選定した者の名称を町公式ホームページで公開するものとする。

16. 委託内容の調整及び契約の締結

優先交渉権者の選定後、本町との業務内容等の調整を行い、見積合わせを実施の上、契約することとする。なお、見積金額は、プロポーザルで提出された参考見積書の金額を超えることはできない。また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、得点が次点の者を優先交渉権者とする。

17. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)「8.参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2)仕様書に記載の要件を満たしていない場合
- (3)提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4)審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5)企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6)企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

18. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または延期する場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した費用を町に請求することができないものとする。

19. その他

- (1)プロポーザルに要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2)提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更は認めないものとする。また、提出書類に記載された配置予定担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更等を行う場合は、同等以上の専門性を有する担当者であるとの町の上承を得ることとする。
- (3)提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとする。
- (4)提出書類は返却しないものとする。なお、提出書類に記載された内容及び個人情報、当該プロポーザルのみに使用し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）及び佐久穂町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 22 号）に基づき、適正に管理する。
- (5)町が配布する質問回答書その他の追加資料は、本プロポーザルの実施に関し、この要領を一体のものとして取扱うものとする。